

第13回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和6年7月10日（水）午前9時 開会								
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室								
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者								
		1番	米廣 勝	出	2番	野見幸雄	出	3番	松原利志	欠
		4番	米原章太郎	出	5番	山本雅之	出	6番	本田 博	欠
		7番	村岡幸枝	出					出席	5人
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者								
	吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出				
	井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席			5人		
4	欠席委員	3番 松原利志 委員 6番 本田 博 委員								
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉 主事 福松勇希								
6	議事録署名委員	2番 野見幸雄 委員 4番 米原章太郎 委員								
7	議事内容等	(1) 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請書について（本泉） (2) 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請書について（山田） (3) 議案第38号 農用地利用集積等促進計画案について								
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 農地法第3条の規定による許可の取消願について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書について (4) 公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について								
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和6年8月総会 8月9日（金）午前9時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他								
11	閉会	午前9時45分								

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 13 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、おはようございます。 梅雨になってまとまった雨がようやくふりましたが、周りを見ていると大豆などまだ植えつけがされていないところも見受けられます。皆さんも気を付けていただいて農地の見守りをしていただきますようお願いいたします。 それでは今月もよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、5 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのごことでございますので、2 番 野見幸雄 委員、4 番 米原章太郎 委員 を指名します。よろしくお願いいたします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 3 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（本泉）	
議長	「議案第 3 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（本泉）」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは、「議案第 3 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（本泉）」を説明させていただきます。 議案書の 1 ページを開いていただきたいと思います。 【議案書の朗読、資料の説明】

	案件は、本泉地内の田でございます。 本案件につきましては、申請農地は、譲受人が令和３年に家庭菜園の目的で譲渡を受けておりましたが、３条許可の下限面積要件により申請できず所有権移転が未登記となっております。下限面積要件の廃止により正式に所有権移転登記を行うため本申請に至ったものでございます。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第３６号 農地法第３条の規定による許可申請書について（本泉）について、ご意見、ご質問はありませんか。
	【異議なしの声】
議長	ご意見はありませんか。 無いようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、議案第３６号 農地法第３条の規定による許可申請書について（本泉）について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 《議長》 それでは、議案第３６号 農地法第３条の規定による許可申請書について（本泉）は承認されました。
(2) 議案第３７号 農地法第３条の規定による許可申請書について（山田）	
議長	「議案第３７号 農地法第３条の規定による許可申請書について（山田）」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは、「議案第３７号 農地法第３条の規定による許可申請書について（山田）」を説明させていただきます。 議案書の１７ページを開いていただきたいと思います。 【議案書の朗読、資料の説明】 案件は、山田地内の畑でございます。 本案件につきましては、申請農地は、財産整理のため所有する農地と併せて親族に贈与することとして令和２年に許可をしております。現在年次的に所有権移転登記を進めているなかで、未登記の申請農地を耕作している譲受人から譲渡の申し出を受け、関係者で協議のうえ、令和２年の申請農地の許可を取消願を出したうえで、譲渡人に譲渡する本申請に至ったものでございます。

	簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（山田）について、ご意見、ご質問はありませんか。
	【異議なしの声】
議長	ご意見はありませんか。 無いようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（山田）について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 《議長》 それでは、議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（山田）は承認されました。
(3) 議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の 34 ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第 19 条第 3 項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。

	以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第３８号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第３８号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第３８号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、引き続き、第６の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告（１）農地法第３条の３第１項の規定による届出につきましては、８件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告（２）の農地法第３条の規定に基づく許可の取消願につきましては、令和２年１１月総会において財産整理の目的で親族に所有農地の贈与を行うことについて申請を受け許可しておりますが、許可農地のうち１筆について、実際に耕作を行っている者に農地を譲渡するため、許可の取消しを行うものです。 報告（３）の農地法第１８条第６項の規定による通知書につきましては、１件の合意解約の届出が出ております。解約をして所有者が耕作される予定です。 報告（４）の公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書につきましては、鳥取県が発注する道路改良工事及び災害復旧工事にかかる農地の一時転用について報告を受けたものでございます。一時転用の箇所は坂本地内、柿谷地内、加谷地内の３か所です。 報告事項は以上でございます。

	よろしくお願いいたします。
議長	続いて、第7のその他に入ります。 (1) 令和6年8月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 8月9日（金）午前9時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です (2) その他
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。
4番農業委員	後になってからだが、3条許可申請で下限面積要件が廃止となり、農地としての取得が容易になったことはいいことだと思うが、売買価格を見たときに農地以上の価値があることも踏まえて取引されているように思われる。このあたりどうとらえるのか。
事務局	売買価格についてはあくまでも本人同士により決定されるものですので、許可の判断には関係のないものです。あくまでも本人が農地として利用するという申請の中で、農地全部効率要件、農作業常時従事案件、地域との調和要件などに照らし合わせて判断していくものと考えています。
議長	その他はありませんか。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午前9時45分】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年7月10日

議

長

(記名)

議事録署名委員

2 番 農業委員

(記名) _____

4 番 農業委員

(記名) _____